



広島県報

定期
第3号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県立大学学則の一部を改正する規則	二
広島県立大学大学院学則の一部を改正する規則	二
県立広島女子大学学則の一部を改正する規則	二
県立広島女子大学大学院学則の一部を改正する規則	二
広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則	三
(以上県法規記載)	

告示

地籍調査に伴う字の区域の変更 (四件)	三
換地計画に伴う字の区域の変更 (四件)	四
土地収用法の規定による事業の認定	六
道路の供用開始	六
(以上県法規記載)	

公告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し	六
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	七
大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 (二件)	七
県営土地改良事業の換地計画の樹立 (三件)	七
換地計画認可申請の適否決定 (市町村)	八
土地改良区の役員の変更 (二件)	八
都市計画の変更の案 (二件)	八
開発行為に関する工事の完了	九
(以上県法規記載)	

教育委員会規則

呉市と豊田郡川尻町の合併及び府中市と甲奴郡上下町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則	九
(県法規記載)	

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の三分の一の数の

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

公布された規則のあらまし

広島県立大学学則の一部を改正する規則 (規則第一号) (大学企画管理室)

一 改正の要旨

学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、個別の入学資格審査によって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、十八歳に達したものを入学資格を有するものとするなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十六年一月十九日

広島県立大学大学院学則の一部を改正する規則 (規則第二号) (大学企画管理室)

一 改正の要旨

学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、入学資格について必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十六年一月十九日

県立広島女子大学学則の一部を改正する規則 (規則第三号) (大学企画管理室)

一 改正の要旨

学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、個別の入学資格審査によって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、十八歳に達したものを入学資格を有するものとするなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十六年一月十九日

県立広島女子大学大学院学則の一部を改正する規則 (規則第四号) (大学企画管理室)

一 改正の要旨

学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、個別の入学資格審査によって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、二十二歳に達したものを入学資格を有するものとして必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十六年一月十九日

広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則 (規則第五号) (大学企画管理室)

一 改正の要旨

学校教育法施行規則の一部が改正されたことに伴い、個別の入学資格審査によって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、十八歳に達したものを入学資格を有するものとするなどの必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十六年一月十九日

規 則

広島県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第一号

広島県立大学学則の一部を改正する規則

広島県立大学学則 (平成元年広島県規則第二十八号) の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中、「学校教育」を「学校教育」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 学校教育法施行規則第六十九条第六号の規定により、本学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、十八歳に達したものを

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二号

広島県立大学大学院学則の一部を改正する規則

広島県立大学大学院学則 (平成六年広島県規則第四十五号) の一部を次のように改正する。第十一条第一項第六号及び第二項第六号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立広島女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三号

県立広島女子大学学則の一部を改正する規則

県立広島女子大学学則 (平成七年広島県規則第二十五号) の一部を次のように改正する。第十六条第三号中、「学校教育」を「学校教育」に、「指定した者」を「指定したものに改め、同条第七号を次のように改める。

七 学校教育法施行規則第六十九条第六号の規定により、本学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、十八歳に達したものを

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立広島女子大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四号

県立広島女子大学大学院学則の一部を改正する規則

県立広島女子大学大学院学則 (平成十二年広島県規則第七十七号) の一部を次のように改正する。

第十条第五号を次のように改める。

五 学校教育法施行規則第七十条第一項第六号の規定により、本学大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認められた者で、二十二歳に達したものを

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島県知事 藤田雄山

上		下	
大字	坂本	大字	岡山
字	本	字	岡谷
地番	三七六八の一部、三七六九の一部、三七七〇の一部、三七七二の一部、三七七三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに三七六七の二、三七六八及び岡谷四〇九八の二のそれぞれの地先の道路である国有地の一部	地番	洗足
欄		欄	
岡谷	四〇七五	洗足	
	四一八、四一九、四二〇及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部		

広島県告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、尾道市原田町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、尾道市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

上		下	
大字	西田	大字	金光
字	田	字	光
地番	四七一の一部、四七二の二の一部、四七四の二の一部、四七五の二の一部、四七六の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	地番	
欄		欄	
岡山		金光	

広島県告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、甲田町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、甲田町長

から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

上		下	
大字	上甲立	大字	上甲立
字	市	字	下紅原
地番	八二二の二	地番	
欄		欄	
上江田	九三三から九三六まで、九三七の一から九三七の三まで、九三八の二、九三九の二及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部	上甲立	
下紅原	九五五の二の一部	下紅原	
	一〇三〇の二、一〇三〇の七及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字上紅原一〇三二の二、一〇三三の二、一〇三四の二に隣接する道路である国有地の一部	上紅原	

広島県告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、世羅町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、世羅町長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

上		下	
大字	二十切	大字	品山
字		字	
地番	一三二五の五、一三二五の六、一三八一の二、一三八二の二、一三八三の二、一三八四の二	地番	
欄		欄	
戸張		戸張	

広島県告示第五十九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

大和町

二 事業の種類

大草公民館駐車場建設事業

三 起業地

1 収用の部分

広島県賀茂郡大和町大字大草字川内地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

大草公民館駐車場建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十二号に該当するものに関する事業であるため、土地収用法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大和町は、一般財源により財源措置を講じており、土地収用法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、大草公民館の駐車場が慢性的に不足していることから、大和町が駐車場を増設するものである。本件事業により、駐車場不足が解消され、公共施設利用者の利便性が向上すると認められることから、得られる利益は大きいものと考えられる。他方、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象外となつてゐることなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、大和町は、大草公民館周辺部において、地形、利便性、経済性などの諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 大草公民館には駐車場が不足している上、公共交通機関もないため、利用者はもとより周辺住民からも収容台数を増加するよう駐車場の整備が求められている。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要最小限の範囲としている。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件のすべてを充足するものと判断される。

以上により、大和町長から申請のあつた本件事業について、法第二十条の規定によつて、事業の認定をする。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大和町役場生涯学習課

広島県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建設部道路総室道路保全室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十六年二月二日までの間、縦覧に供する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三七五号	双三郡作木村大字伊賀和志字柳原二六五番一地从先から双三郡作木村大字伊賀和志字柳原三二〇番一地从先まで	平成十六年一月二〇日

公 告

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定によつて、

次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、広島地域事務所長から報告があった。
平成十六年一月十九日

名 称(氏名) 主たる事務所又は事業所の所在地 取 消 年 月 日
宝和運輸株式会社 福山市一文字町一八番六号 平成一五年二月三日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。
平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人 駒まちづくり工房	松居 秀子	広島県福山市 鞆町鞆八五〇番地の一	この法人は、長い時間かけて先人達が育んできた福山市鞆町の歴史的環境の素晴らしさを引き継ぎ、町並みや港湾施設、伝統的な産業など歴史的遺産を活用したまちづくりを提案、企画、実践することにより鞆地区並びに瀬戸内海地域の活性化に寄与する事を目的とする。	その他の事業の変更	平成一六年一月八日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって大規模小売店舗の所在地の属する市から意見の提出がなされたので、次のとおり公告する。
平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ポートプラザ日化
所在地 福山市入船町三丁目二番二号
- 二 提出された意見の概要
生活環境の保持の見地からの意見はなし
- 三 提出された意見の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興総室(広島市中区基町一〇番五二号)
福山市商工労働部商工課(福山市東桜町三番五号)
- 四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

期間 本日から一月間
時間帯 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定によって大規模小売店舗の所在地の属する市から意見の提出がなされたので、次のとおり公告する。
平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 福山ショッピングプラザ
所在地 福山市三之丸町八番一号
- 二 提出された意見の概要
生活環境の保持の見地からの意見はなし
- 三 提出された意見の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興総室(広島市中区基町一〇番五二号)
福山市商工労働部商工課(福山市東桜町三番五号)
- 四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
期間 本日から一月間
時間帯 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、御調郡久井町所在の久井東地区(4工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めた。
なお、この換地計画書の写しは、次により縦覧に供する。
平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 縦覧期間
平成十六年一月十九日から
平成十六年二月九日まで
- 二 縦覧場所
久井町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定によって、御調郡久井町所在の和草地区(和草上工区)県営土地改良事業(区画整理事業)の換地計画を定めた。

なお、この換地計画書の写しは、次により縦覧に供する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十六年一月十九日から

平成十六年二月九日まで

二 縦覧場所

久井町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第二項の規定によって、世羅郡甲山町所在の赤屋地区県営土地改良事業（区画整理事業）の換地計画を定めた。

なお、この換地計画書の写しは、次により縦覧に供する。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十六年一月十九日から

平成十六年二月九日まで

二 縦覧場所

甲山町役場

次の換地計画認可申請については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定によって、適当と決定した。

なお、その決定に係る換地計画書の写しは、次により平成十六年一月十九日から平成十六年二月九日まで縦覧に供する。

この公告に係る決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に広島地域事務所長に申し出ることができる。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
広島市 西部 区画整理事業 広島市安佐北区役所

福山市土地改良区から次の役員が退任した旨の届出があった。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

退任役員

職名 氏 名 住 所
理事 井上英則 福山市駅家町大字近田九五八

都市計画法（昭和四十三年法律第九十五号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画区域区分を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

広島市、呉市、大竹市、廿日市市、府中町、熊野町、坂町、大野町の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室、広島県広島地域事務所建設局、広島県広島地域事務所建設局廿日市支局、広島県呉地域事務所建設局、広島市都市計画局計画調整課、呉市都市政策部都市計画課、大竹市建設部都市計画課、廿日市市建設部都市計画課、府中町建設部都市計画課、海田町建設部都市整備課、熊野町建設部都市整備課、坂町都市計画課、大野町建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十六年一月十九日から同年二月二日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第九十五号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

三 都市計画の案の縦覧場所
 呉市、大竹市、廿日市市、府中町、熊野町、坂町、大野町の一部

四 縦覧期間
 平成十六年一月十九日から同年二月二日まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。
 平成十六年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

賀茂郡黒瀬町大字小多田字ナメラ山一四四番一〇

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

賀茂郡黒瀬町大字乃美尾一番地

中富 隆

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

賀茂郡黒瀬町大字切田字枇杷垣内一一三番四、一一三番四地先水路、同町大字兼広字西ヶ迫三二〇番三、三二〇番三地先道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

賀茂郡黒瀬町大字切田六三七番地

藤田 博之

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

深安郡神辺町大字箱田字大西町四九九番三、四九九番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御調郡御調町大字岩根二七〇番地

平岩 眞吾、平岩 典子、平岩 由基

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

深安郡神辺町大字徳田字池田一一六七番三、一一六七番三地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福山市御幸町大字森脇四一四番地の三

光正不動産有限公司

代表取締役 渡辺 修

教育委員会規則

広島県教育委員会規則第一号

呉市と豊田郡川尻町の合併及び府中市と甲奴郡上下町の合併に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。
 平成十六年一月十九日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

整理に関する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一広島県立上下高等学校の項中「甲奴郡上下町」を「府中市上下町」に改める。

(広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第二条 広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表広島県立広島ろう学校の項中「広島市」の下に「府中市(上下町に限る。)」を加え、「安浦町及び川尻町」を「及び安浦町」に改め、同表広島県立尾道ろう学校の項中「府中市」の下に「上下町を除く。」を加え、同表広島県立尾道ろう学校の項中「呉市」の下に「府中市(上下町に限る。)」を加え、「川尻町」を削り、同表広島県立福山養護学校の項中「府中市」の下に「上下町を除く。」を加え、「川尻町」を削り、同表広島県立福山北養護学校の項中「府中市」の下に「上下町を除く。」を加え、同表広島県立三原養護学校の項中「及び川尻町」を削り、同表広島県立呉養護学校の項中「佐伯郡」を「及び佐伯郡」に改め、「及び豊田郡(川尻町に限る。)」を削り、同表広島県立庄原養護学校の項中「三次市」を「府中市(上下町に限る。)、三次市」に改める。

附 則
 1)の教育委員会規則は、平成十六年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第一号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
 平成十六年一月十九日

三ノ二十七
 広島県選挙管理委員会告示 種 本 宗 様

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第3号
 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
 平成16年1月19日

広島県公安委員会
 委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
300976	告示の日(平成16年1月19日)から3年間	ぱちんこ遊技機 第6条 第1号イ	CRフイロポート・オゾンゲムX	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 (群馬県桐生市境野町六丁目460番地)	左 同

300981	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	同 上	左 同
300989	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	同 上	左 同
300935	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	株式会社タイド一 實田 久治 代表取締役 (東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号)	左 同
300949	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	同 上	左 同
300951	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	同 上	左 同
300595	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	同 上	左 同
300938	同 上	同 上	CRフイロポート・オゾンゲムX	京楽産業株式会社 代表取締役 (愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号)	左 同
300939	同 上	同 上	CR板面ライターVR2	同 上	左 同
300952	同 上	同 上	CR板面ライターXR2	同 上	左 同
300918	同 上	同 上	CR世界むかし話Z	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 (大阪府大阪市中央区本町一丁目1番4号)	左 同

300932	同上	同上	CR世界 むかし話 X	同上	左同
340590	同上	回胴式遊技 機規則第6条 第2号	ハッピー マリア 30	株式会社パイオニア 代表取締役 野口 三 次 (大阪府東大阪市 一丁目4番6号)	左同
340928	同上	同上	フラダ イ ス	同上	左同